

## 名桜大学後援会会則

(平成9年10月14日制定)

### (目的)

第1条 この会は、名桜大学（以下「本学」という。）と学生の保護者等との連携を密にし、本学の教育事業および学生の福利厚生事業を援助するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

### (名称)

第2条 この会は、名桜大学後援会（以下「後援会」という。）と称し、その事務所を名桜大学に置く。

### (事業)

第3条 後援会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本学と学生の保護者等との連絡に関すること。
- (2) 学生の課外活動の援助に関すること。
- (3) 学生の福利厚生事業の援助に関すること。
- (4) 学生の就職関係事業の援助に関すること。
- (5) 本学の教育事業の援助に関すること。
- (6) 本学施設、設備、備品等の整備に関すること。
- (7) 本学の基金造成および寄付金募集に関すること。
- (8) その他、後援会の目的達成に必要な事項。

### (会員)

第4条 後援会は、次に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 正会員 名桜大学学生の保護者等
- (2) 特別会員 名桜大学教職員
- (3) 賛助会員 本会の事業に賛同する者

### (役員)

第5条 後援会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 顧問 若干名
- (4) 理事 8人
- (5) 監事 2人
- (6) 事務局長 1人

### (役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、後援会を代表して会務を処理する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたとき、その職務を代行する。
- (3) 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応ずる。
- (4) 理事は後援会の事業運営について審議する。
- (5) 監事は、会計を監査する。
- (6) 事務局長は、後援会の事務を処理する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員選出)

第8条 会長は、総会において会員の中から選任する。

- 2 副会長及び理事は正会員の中から会長が委嘱する。
- 3 顧問は、総会の議を経て会長が委嘱する。
- 4 監事及び事務局長は、会長が委嘱する。

(会議)

第9条 会議は、総会及び理事会とし、会長が召集し、その議長となる。

(総会)

第10条 総会は、毎年度1回開くものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開くことができる。

- 2 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 予算及び決算に関すること
  - (2) 事業計画に関すること
  - (3) 会長及び顧問の選任に関すること
  - (4) 会則の改廃に関すること
  - (5) その他、理事会が特に必要と認めること
- 3 総会の議決は、出席者の過半数をもって決するものとする。

(理事会)

第11条 理事会の構成員は、会長、副会長、理事及び顧問とする。

- 2 理事会は、次の事項を審議する。
  - (1) 総会に提出する議案を審議する。
  - (2) 会務に関すること。
  - (3) その他、理事会において必要と認める事項
- 3 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決するものとする。

(会計)

第12条 後援会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第13条 後援会経費は、会費およびその他の収入をもって充てる。

(会費)

第14条 後援会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員会費 年額1万円
- (2) 特別会員会費 年額5千円
- (3) 賛助会員会費 年額5千円

2 正会員の会費は、入学時に納めるものとする。

3 会長は、理事会に諮って、特別の事情があるものに対して会費の減額または免除をすることができる。

(監査)

第15条 収支決算は、監事の監査を経て、理事会及び総会の承認を得るものとする。

(予算の専決)

第16条 予算の成立するまでの当該年度の予算執行は、前年度予算の範囲内において、会長がこれを専決することができる。

2 予算科目にない支出については、会長、副会長が協議のうえ予備費または科目間の流用によって支出することができる。

(帳簿)

第17条 後援会に次の帳簿を置く。

- (1) 会則
- (2) 役員名簿及び会員名簿
- (3) 会計に関する必要な帳簿
- (4) その他、必要な帳簿

(会則の改廃)

第18条 本会則は、総会の決議によって改廃することができる。

附 則

この会則は平成9年10月14日から施行する。

1 第7条の規定にかかわらず、この会則が施行される日に就任する役員の任期は平成11年3月までとする。

2 第14条の規定にかかわらず、この会則が施行される日に正会員となるものの会費は、次のとおりとする。

- (1) 平成6年度入学生の父母又は保証人 1万円
- (2) 平成7年度入学生の父母又は保証人 2万円
- (3) 平成8年度入学生の父母又は保証人 3万円
- (4) 平成9年度入学生の父母又は保証人 4万円

附 則

この会則は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この会則は平成25年4月4日から施行する。

附 則

この会則は平成30年4月1日から施行する。